

3つの条件を満たす人が使うことができる制度

この制度を活用するには
「2017年1月1日以降に、スイッチOTC医薬品を年間1万2000円を超えて購入」、「健康診断や予防接種を受けている」、「翌年に確定申告をする」の3つの条件を満たす必要があります。普段の生活の中で、健康に心掛けて健康診断を受けたり、病院に通わずに自分で病気やケガの対処をしている人は、今までは税金上のメリットはありませんでした。しかし、1万2000円を超えた分の金額（上限金額：8万8000円）について所得控除を受けることができます。

従来の医療費控除との併用はできません

従来の医療費控除では、1年内に自己負担した医療費の合計が10万円を超えることが必要でした。これまで控除の対象とならなかった人も、1万2000円をかかった人も、1万2000円を超過することが必要でした。これで控除の対象とならなくなります。

レシートの保管を忘れずに

確定申告に必要な書類は主に2つあります。1つ目は「医療費などの明細書」です。この作成には薬名や購入日付、金額などの記載が必要になります。スイッチOTC医薬品購入時のレシートは捨てたり、失くしたりしないよう保管しましょう。2つ目は「健康診断や予防接種を受けた証明書」です。健康診断を会社で受けた場合は、結果通知表に記載されている病院名などのコピー、予防接種は病院の領収書などを揃えて確定申告を行う流れになります。

今回のまとめ

この制度は圧迫する国の医療費の負担減だけではなく、自身の健康意識を高めることにもつながります。控除に関しては、従来どおり10万円を超えた医療費の所得控除を受けるか、セルフメディケーション税制での所得控除を受けるか、それぞれの負担割合に応じて検討してみましょう。

ファイナンシャルプランナーが解説

市販薬代で税金が安くなる!? 「セルフメディケーション税制」ってなに?

今年の1月からスタートした新制度「セルフメディケーション税制」。病院に行くより、市販薬などを買う機会が多い人にとっては、税金が安くなる可能性があるお得な制度です。

セレフメディケーション税制という医療費控除の特例が1月からスタートしました。従来の医療費控除制度では、医療費の自己負担分（1年間）が、自分と扶養家族を合せて合計10万円超えた場合は、確定申告すれば所得税の一部還付や翌年の住民税が安くなっていますが、今回の制度から治療のために購入した特定の市販薬が合計1万2000円超えた場合にも適用されるようになりました。

※総所得金額が200万円未満の人は総所得金額の5%

そもそもセルフメディケーション（自主服薬）とは？

セルフメディケーションとは、自分自身の健康に責任を持ち、軽度な身体の不調は自分で手当する」という定義のもと、国民一人ひとりが病気予防や健康管理などを自発的に行うということが目的とされています。一定の条件のもとで所得控除が受けられます。

スイッチOTC医薬品とは？

医療用医薬品の成分を含み、処方箋がなくても買える医薬品です。対象となる医薬品は、かぜ薬、胃腸薬、鼻炎用内服薬などがあります。対象となる特定の成分を含んだ医薬品は、厚生労働省のHPから確認できます。一部の製品については対象となるスイッチOTC医薬品のパッケージに識別マークがついている場合もあります。

※上記薬効の医薬品全てが対象となるわけではありません

対象になるための条件

- 特定健康診査
- 予防接種
- 勤務先が行う定期健康診断
- 保険者が実施する健康診査
- がん検診

※要指導医薬品及び一般用医薬品のうち、医療用から転用された医薬品